

「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」に基づく取組（平成28年度）

1 温室効果ガスの排出削減に向けて

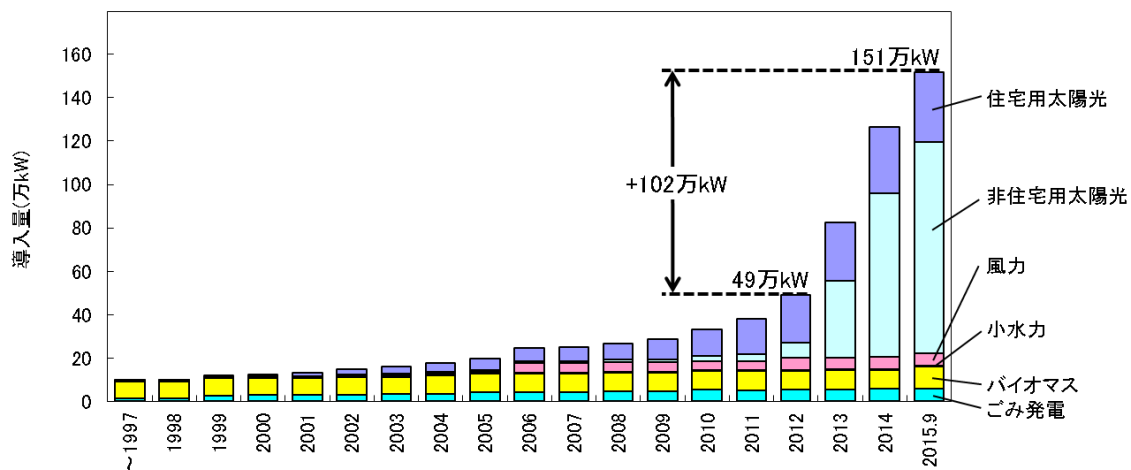
本県の平成32(2020)年度の削減目標(平成17(2005)年度比▲6%)を定めた計画(H26.3策定)の目標達成に向け、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働による取組を進めます。また、今後示される国の地球温暖化対策計画等を踏まえ、県の平成42(2030)年度削減目標のあり方について検討します。

2 再生可能エネルギーの導入拡大

第3次計画の中で掲げた、平成25(2013)年度から平成32(2020)年度末までに新たに100万kW導入するという目標に対し、県内の平成27(2015)年9月末時点までの新たな導入容量は約102万kW(累積導入容量としては約151万kW)であり、目標を達成しました。

このため、導入目標の見直しについては、県内導入状況の変化や固定価格買取制度の見直し等を踏まえ、本県の平成42(2030)年度温室効果ガス削減目標のあり方等と合わせ検討します。

【県内の再生可能エネルギーの導入量の推移】



(1) 住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資事業

住宅における創エネルギー・省エネルギー設備の導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備(10kW未満)、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池、家庭用太陽熱利用設備、内窓または複層ガラス、家庭用高効率型給湯器を対象に、低利(年利1%)の融資を実施します。

(2) 再生可能エネルギー相談支援センターの運営

再生可能エネルギー全般に係る相談窓口として、再生可能エネルギー設備の設置からメンテナンスまでのあらゆる相談に対応します。

(3) 地域主導型再生可能エネルギーの導入促進

新たに再生可能エネルギー発電設備を導入し、固定価格買取制度を活用して継続的に発電事業を行う自治会等に対し、「(公財)ひょうご環境創造協会」が運営する基金を活用した無利子貸付を実施します。

(H27採択団体：4団体)

(4) 住民協働による小水力発電復活プロジェクトの推進

小水力発電は事業化までのステップが多く、導入コストが高額なことから、小水力発電による地域活性化を推進する地域団体等に対し、事業化に向けた立ち上げ時の取組、基本調査・概略設計等の一部費用を補助します。

(H27採択団体：立ち上げ時の取組 8団体、基本調査・概略設計等 2団体)

### 3 低炭素型の産業活動の推進

効率的・効果的なCO<sub>2</sub>のさらなる削減を図るため、条例に基づく制度の適正な運用や省エネ対策の推進に取り組みます。

#### (1) 条例に基づく特定物質排出抑制計画・報告制度の推進

##### ア 大規模事業所に対する指導

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、原油換算 1,500kL/年以上の事業所のCO<sub>2</sub>排出抑制計画と結果報告の概要を事業者単位で公表します。

##### イ 中小規模事業所に対する指導

条例対象に追加した、ばい煙発生施設を設置する原油換算 500kL/年以上の中規模事業所などに対して、一層の排出抑制を促します。

#### (2) 小規模事業所向け省エネルギー支援

「(公財)ひょうご環境創造協会」に設置する再生可能エネルギー相談支援センターにおいて、主に小規模事業所を対象に、省エネルギーに関する相談に対応します。

#### (3) 県の率先行動による省エネ・節電の普及

県自らも大規模な消費者・事業者であることから、率先して温室効果ガスの排出削減など環境負荷の低減に取り組みます。

##### ア 職員の省エネ行動の推進

照明の間引き消灯、適正冷暖房の実施など、職員の省エネ行動を徹底します。

##### イ 県施設省エネ化改修の実施

照明器具、誘導灯等の高効率化改修を実施します。

### 4 CO<sub>2</sub>排出の少ないライフスタイルへの転換

東日本大震災以降高まった節電・省エネ意識を持続させ、更なる省エネ行動の定着を図るため、CO<sub>2</sub>排出の少ないライフスタイルへの転換を推進します。

#### (1) 節電対策の推進

家庭や事業者に対し節電の呼びかけを行うとともに、温室効果ガス削減に寄与する省エネ型ライフスタイルを推進します。

#### (2) うちエコ診断の推進

家庭の「どこから」「どれだけ」CO<sub>2</sub>が排出されているのかを「見える化」し、各家庭のライフスタイルに応じた排出削減のための効果的な対策を個別に提案する診断事業を全県的に実施します。

#### (3) 住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資事業(再掲)

### 5 温暖化からひょうごを守る適応策の推進

温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加えて、温暖化の影響を極力減らす「適応策」の取組が必要であることから、COP21で採択された「パリ協定」においても、適応の推進について盛り込まれています。そのため、平成27年度に引き続き、県内の気温や降水量等の将来予測及び農水産物等への影響把握調査を実施し、「適応策基本方針」の策定に向けた取組を進めます。

